

富津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、富津市長から、平成26年度定期監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を公表する。

平成30年3月7日

富津市監査委員 磯貝 昭一

富津市監査委員 鈴木 幹雄

【措置事項】

○ 平成26年度定期監査

監査結果	措置状況	対象部局
<p>市営住宅の集約化等について</p> <p>市営住宅のうち戸建の木造住宅は、建設年度が昭和30年から40年代の建物であるため、老朽化の著しい住宅を逐次解体してきたほか、現在空家となっている住宅についても、現状での使用が困難な建物が多く存在している。その中で戸建住宅団地のほとんどは借地であり、土地の有効活用がされていないことから、既存市営住宅の集約化による借地返還を進められることと、併せて低所得者対策としての市営住宅のあり方など、今後の住宅政策の方向性について検討されることを要望する。</p>	<p>市営住宅の今後の方向性については、公共施設プロジェクトチームにおいても検討され、富津市公共施設等総合管理計画を受けて作成する個別施設計画において、新小原団地を除く、借地の団地を最優先とした全ての団地の用途廃止と、ライフサイクルコスト縮減を目的とした新小原団地の維持修繕事業について盛り込む予定で策定作業を進めております。</p>	<p>建設経済部</p> <p>都市政策課</p>